

久留米市第 6 期高齢者福祉計画
及び介護保険事業計画

素案（本編）

平成 2 7 年 1 月

久留米市

健康福祉部 長寿支援課・介護保険課

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨	P. 1
1. 計画策定の背景と目的	
2. 根拠法令	
3. 他の計画等との整合性確保	
4. 計画の位置付け・期間	
第2章 高齢者を取り巻く社会情勢	P. 3
1. 高齢化の状況と将来推計	
2. 介護保険事業の状況	
3. 高齢者実態調査等の結果概要	
4. 第5期計画の課題等	
第3章 基本理念	P. 7
1. 基本理念	
2. 目指すべき姿	
第4章 地域包括ケアシステムの構築	P. 9
第5章 施策体系及び施策展開にあたっての基本的視点	P. 13

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

第1章 健康づくりと介護予防の推進	P.15
第2章 高齢者の積極的な社会参加	P.16
第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり	P.18
第4章 地域連携による高齢者支援	P.20
第5章 認知症施策の推進	P.21
第6章 高齢者の権利擁護	P.22
第7章 生活環境の整備	P.23
第8章 介護保険事業の円滑な実施	P.24

第9章 介護サービスの見込量と保険料	P.26
--------------------	------

第3部 計画の策定及び推進体制等

1. 計画の策定及び推進体制	P.29
2. 計画の進捗状況の確認と評価	P.29
3. 計画の推進に必要な事項	P.29

久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、【本編】と【資料編】で構成されています。

この【本編】は、「第1部 総論」及び「第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開」、「第3部 計画の策定及び推進体制等」の3部構成となっています。

■第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築は喫緊の課題となっています。平成26年度には、この「地域包括ケアシステム」の構築と効率的かつ質の高い医療提供体制の構築による持続可能な社会保障制度の確立を基本的な考え方とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正が行われました。この改正では、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④高齢者の居住安定に係る施策との連携が、同システムを構築する上で重点的に取り組むべき事項とされ、各自治体がそれぞれの実情に応じた取り組みを行うことが示されています。

この計画は、これらの状況に総合的に対応するため、平成24年3月に策定した久留米市第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直すとともに、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって市民や地域、関係機関と行政とが協働し、さまざまな高齢者福祉事業を円滑に実施していくための指針を示すものです。

2. 根拠法令

この計画は、高齢者に関する福祉施策や介護保険事業を円滑に実施するための総合的な計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

3. 他の計画等との整合性確保

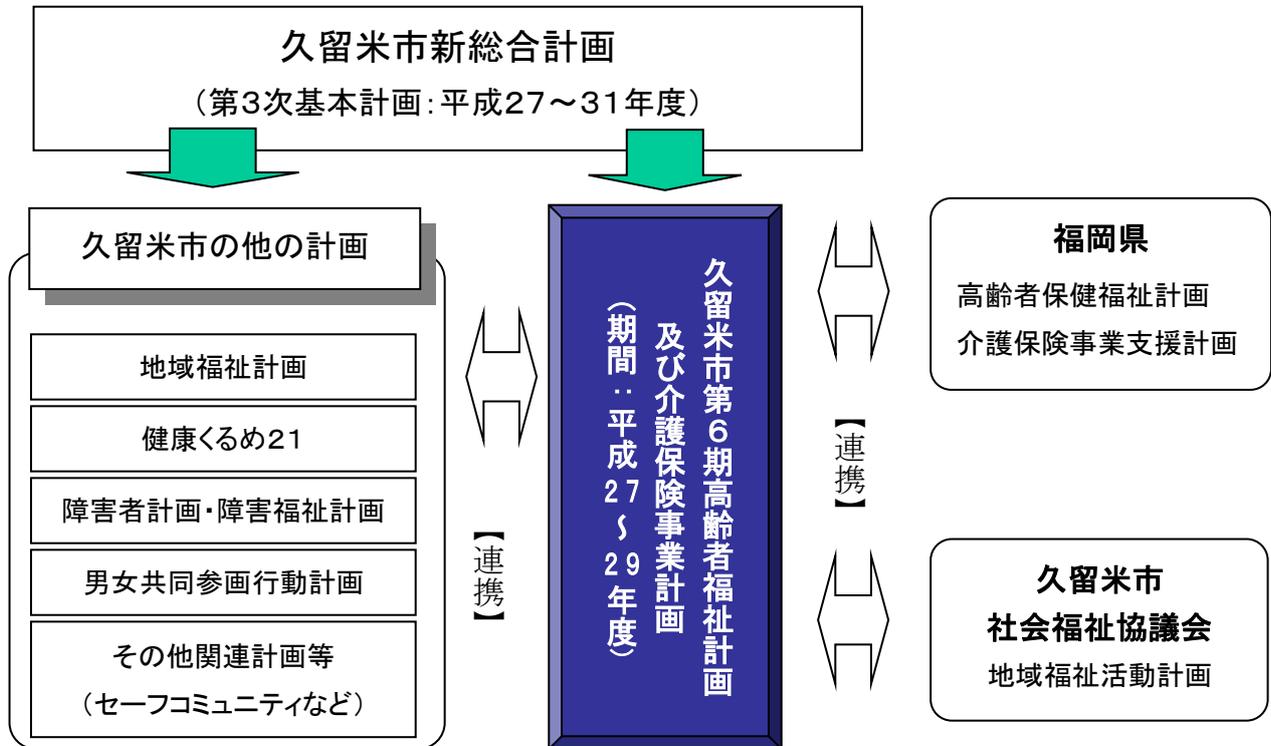
(1) 総合計画との関係

この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画第3次基本計画』（平成27年3月策定）や、高齢者がいつまでも幸せに暮らすことができるようなまちづくりの推進を図るため市民と行政とが一体となって取り組む指針として制定した『久留米市高齢者憲章』（平成8年11月策定）等の理念に沿った高齢者保健福祉分野の計画です。

(2) 総合計画以外の他の計画との関係

この計画の総合的な推進を図るため、策定及び推進に当たっては、久留米市における他の保健福祉関係の計画等と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいきます。

<他の計画との関係（イメージ図）>



4. 計画の位置付け・期間

この計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、新たな地域支援事業等に協働の視点をもって取り組み、本市の実情に応じた地域づくり・まちづくりを本格的に進めるものです。

また、この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

第5期			第6期			第7期			第8期			第9期		
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画		
平成37年度の久留米市の姿を見据えて計画を策定														

第2章 高齢者を取り巻く社会情勢

1. 高齢化の状況と将来推計

(1) 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

久留米市の総人口は、近年緩やかに増加しており、65歳以上の高齢者人口も増加し、高齢化率も上昇しています。コーホート要因法による推計では、平成27年以降総人口は減少し、高齢者人口は増加すると見込まれ、高齢化率もさらに上昇することが予想されます（資料編図1参照）。

団塊の世代が65歳以上となる第6期計画期間中は、高齢者の中でも前期高齢者の割合が高くなっていますが、平成32年には75歳以上の後期高齢者が高齢者全体の半数となり、平成37年には54.8%になると推計されています（資料編図3参照）。

(2) 高齢者世帯の状況

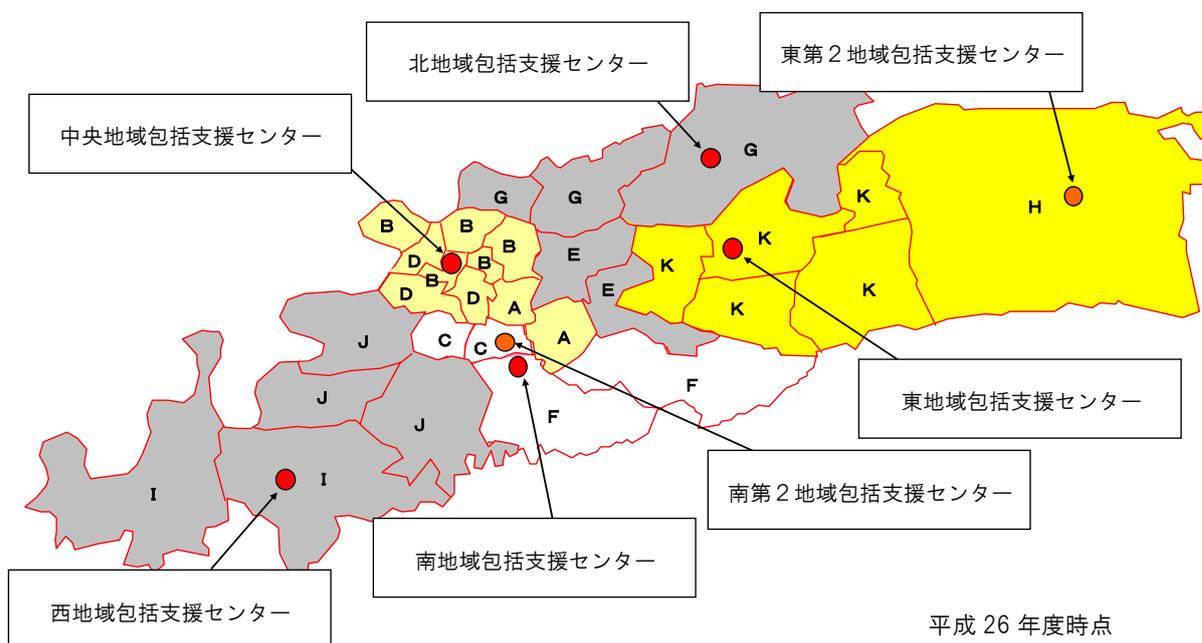
総世帯数は増加傾向となっています。一方で平均世帯人員は減少し、核家族化が進んでいます（資料編図5参照）。また、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加傾向にあります（資料編図6参照）。

(3) 日常生活圏域別高齢者人口等の状況

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域に密着した施策を実施するため、地域の地理的条件・態様や人口、高齢者数等を考慮して小学校区を組み合わせ、市内に11の「日常生活圏域」（図1）を設定しています。

日常生活圏域別の高齢化率をみると、H圏域（29.3%）が最も高く、次いでK圏域（27.9%）、I圏域（27.0%）の順となっています（資料編図7,8参照）。

図1 久留米市の日常生活圏域及び地域包括支援センター配置図



圏域	小学校区								包括管理圏域
A	西国分	東国分							中央
B	荘島	日吉	篠山	南薫	長門石				中央
C	南	津福							南
D	京町	鳥飼	金丸						中央
E	御井	合川							北
F	上津	高良内	青峰						南
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島			北
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸		東
I	城島	下田	青木	江上	浮島	犬塚	三瀦	西牟田	西
J	荒木	安武	大善寺						西
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				東

2. 介護保険事業の状況

(1) 被保険者数の状況

久留米市の第1号被保険者数は増加しています。団塊の世代が65歳以上となったことにより、近年は65歳以上75歳未満の前期高齢者が増加傾向となっています（資料編図9,10参照）。

(2) 要介護認定者数の状況

久留米市の要介護認定者数は増加傾向となっていますが、要介護認定率は19%台で推移しています（資料編図11参照）。また、要介護認定区分別の認定者数をみると、要支援2、要介護1、要介護2が多くなっています（資料編図12参照）。

(3) 介護保険事業の実施状況

要介護認定者数の増加に対して、サービスの利用率は84%台で推移しています。また、給付額も増加していますが、利用者一人あたりの給付額は約14万円で推移しています（資料編図13参照）。

また、利用者数、給付額ともに居宅サービス、地域密着型サービスの割合が増加しています（資料編図14,15参照）。特に久留米市の介護サービス全体に占める地域密着型サービスの割合は、利用者数、給付額ともに、全国及び福岡県と比べても高くなっています（資料編図16,17参照）。

3. 高齢者実態調査等の結果概要

第6期計画の策定にあたり、久留米市の高齢者の日常生活や健康状態、社会参加状況等のほか、介護サービス事業所の運営状況を把握し、同計画に反映させるための基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、その結果から見えた現状と課題を整理しました。

(1) 高齢者実態調査

【現状】

- 介護が必要になった原因は、「骨折・転倒」「脳卒中」「心臓病」「認知症」「関節の病気」が多くなっている。
- 高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加が見込まれる。
- 地域において他者との関わりが希薄になっている傾向にある人が、一般高齢者の3~4割でみられ、要介護認定者ではその割合がさらに高くなる。
- 地域活動やボランティア活動への参加はあまり積極的でない傾向にある。



【課題】

- 健康づくりに関する意識啓発や介護予防の取り組みへの積極的な参加を促進する必要がある。
- 地域ぐるみでの認知症高齢者とその家族を支える仕組みづくりが必要である。
- 世代間交流等の機会を増やし、閉じこもり防止や社会的役割意識を高める必要がある。
- さまざまな地域ニーズの担い手として、高齢者のマンパワーを活用する取り組みを促す必要がある。

(2) 介護サービス事業所調査

【現状】

- 約半数の事業所において、職員数に余裕がない状況である。
- 多くの事業所が、地域との連携の取り組みを行っている。
- 防火対策に比べ、風水害・土砂災害・地震への対策を実施している事業所は少ない。



【課題】

- 介護サービス従事者の確保や質向上のための研修支援を行う必要がある。
- 事業所と地域との円滑な連携のために、情報提供等の支援を行う必要がある。
- 研修による防災意識の徹底や、実地指導等の際に防災対策の点検・指導を強化していく必要がある。

4. 第5期計画の課題等

第5期計画は「久留米市新総合計画」の理念に沿い、特に高齢者保健福祉分野の施策を推進する観点から「高齢者が輝き、きらめき、いきいきと暮らす都市、久留米」を目指すべき目標として設定しました。この目標を達成するためにさまざまな施策を展開してきた中で、この主な課題と第6期における対応は次のとおりです。

【課題】

《第1章 健康づくりと介護予防の推進》

- 若年層における健康診査等の受診率向上や健康指導への参加促進
- 介護予防事業参加者が、事業参加後にも自主的に介護予防活動に取り組むための仕組みづくり

《第2章 地域包括ケア体制の整備・推進》

- 地域包括支援センターを中核的機関とした関係機関・団体、地域相互の連携による地域包括ケア体制の構築
- 在宅生活支援の充実へ向けたニーズ把握をはじめとする事業のあり方等の検討

《第3章 高齢者の権利擁護》

- 多様化する相談内容に対応するための、すべての日常生活圏域への地域包括支援センターの設置
- 市民後見人候補者のスキル向上のための取り組みの実施

《第4章 認知症高齢者とその家族の支援》

- 認知症の早期発見につながる相談体制の検討
- 認知症サポーター等の活用による、認知症高齢者の地域における支え合いの仕組みづくり

《第5章 生活環境の整備》

- 賃貸住宅の整備における既存ストックの活用等の推進
- 外出や移動に係る支援における制度の見直し

《第6章 高齢者の積極的な社会参加》

- 多様化する高齢者の就業ニーズへの対応
- 世代間交流の促進へ向けた老人いこいの家のあり方検討や老人クラブ活性化へ向けた取り組み

《第7～10章 介護保険事業の充実と適切な運営》

- サービスの質向上や給付適正化、介護人材の安定確保支援等への取り組みと制度周知
- 適正な施設整備へ向けた検討



【対応】

- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進へ向けた工夫・改善
- 高齢者の社会的孤立解消へ向けた様々なネットワークの重層化
- 全ての日常生活圏域への地域包括支援センターの早期の設置
- 権利擁護の推進と地域で高齢者を見守り支えるための取り組みの充実
- 高齢者の消費者被害や虐待の早期発見、早期対応のための相談窓口の周知・広報、相談体制の充実、関係機関との連携
- 地域における支え合いの仕組みづくりによる高齢者の社会参加促進
- 在宅と施設のバランスのとれた介護サービス提供基盤整備

第3章 基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと
暮らし続けられるまち 久留米

1. 基本理念

第5期計画では、団塊の世代が65歳以上の高齢者となる平成27年の目指すべき久留米市の姿を実現するために、さまざまな施策を実施し、高齢者福祉の増進を図ってきました。その結果、支援が必要な方が適切なサービスを受けられるための相談体制づくりや、認知症高齢者への支援のあり方、医療と介護の連携、健康づくりに関する意識のさらなる啓発などさまざまな課題が浮かび上がってきました。また、この期間中に実施した高齢者実態調査によっても、同様の傾向が見受けられます。

第6期計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年に向けて、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも個人としての尊厳を持って、自立した生活を送ることができる社会を実現していくための10年先を見据えての取り組みを行う、最初の計画でもあります。そのために、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に、地域のさまざまな主体と連携・協働しながら取り組んでいく必要があります。

これらの状況や「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」における地域包括ケアシステムの意義、介護保険制度改正の考え方、平成27年度から31年度までの5年間の『久留米市新総合計画第3次基本計画』の方向性等を踏まえ、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米」を基本理念とします。

2. 目指すべき姿

高齢者人口が増加傾向にある中で、平成37年には団塊の世代が75歳以上に達し、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、高齢者の生活や身体の状態、価値観、ニーズはますます多様化していくと考えられます。また、現役世代（一般に働き手とされる15歳から64歳までの人口）1.9人で1人の高齢者を支える社会を迎えるなど、これまでの社会システムのままでは対応できない課題も増えていくと予想されます。このような変化を受け止め、基本理念の実現に向けて取り組んでいくために、高齢者が健康で暮らし続けられ、地域の皆さんとのつながりも大切にしながら生活している平成37年の目指すべき久留米市のまちの姿を次のように描き、これを踏まえた第6期計画の策定を行います。

- ① 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- ② 見守り、支え合いの心が生きるまち
- ③ 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

① 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

病気や骨折などを原因とした身体機能の低下から、家の中に閉じこもりがちになり、寝たきりやうつ状態などにつながる可能性があります。できる限り長く健康でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自らが健康づくりや介護予防へ主体的に取り組むことが重要です。加えて、さまざまな機会を通じて、同世代の仲間などと現役時代に培った知識や技能を活かしながら社会参加、或いは就業などを通して生きがいを持つことも大切です。

高齢者が自らの取り組みを通して、いつまでも住み慣れた地域で健康で自立した生活を営むことができ、地域を支える一員として活躍できるまちを目指します。

② 見守り、支え合いの心が生きるまち

高齢化が一層進展し、高齢者の生活や価値観、ニーズは多様化し、公的なサービスだけではそのすべてに対応することが難しくなっています。また、個人の生活習慣や地域への意識が変わったことをきっかけに、住民同士の結び付きも希薄になっています。そのような中、行政だけでなく、地域住民や介護サービス事業所、市民公益活動団体、関係機関など、地域ぐるみで高齢者を見守り、支えることがますます必要となっていきます。

そこで、さまざまな主体や関係機関が互いに連携しながら高齢者の日常生活のサポートを行い、身近な相談や課題解決に取り組み、また、医療と介護サービスが切れ目なく提供されることで、高齢者がいつまでも在宅で生活を続けていくことのできるまちを目指します。

③ 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

今後高齢化の進展に伴い、認知症高齢者はさらに増加することが予測されますが、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような環境を整える必要があります。

そのためには、高齢者が被害者となることが多い消費者トラブルを未然に防ぐ対策や、セーフコミュニティの取り組みによる高齢者虐待の早期発見、必要に応じた成年後見制度の適切な利用など、高齢者の権利擁護を推進する取り組みに加えて、在宅生活を継続するために住環境を含めた安全で暮らしやすい生活環境の整備も必要です。

さらには、必要なときに介護サービスや生活支援サービスを、質・量ともに充実した環境の中で受けることができるよう、いつまでも安全に、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

第4章 地域包括ケアシステムの構築

1. 地域包括ケアシステムが目指す姿

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるまちを構築していきます。

2. 第6期計画における地域包括ケアシステム構築に向けた主な取り組み

(1) 概要

①介護予防・日常生活支援総合事業

介護サービス事業者等の関係機関と意見交換等を行いながら、予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な介護予防・生活支援サービス事業への移行に向け、現行の介護サービス事業所だけでなく、市民公益活動団体等の多様な主体を活用しながら取り組みます。

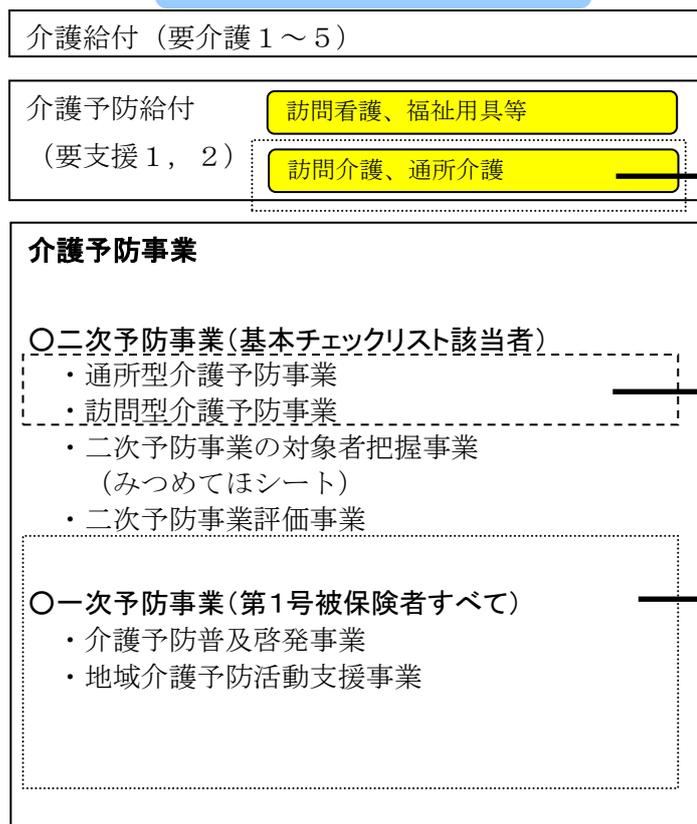
また、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業については、現行の一次予防事業の見直しを行った上で、新規事業である地域リハビリテーション活動支援事業等を実施し、充実に努めます。

【主な施策（事業）】

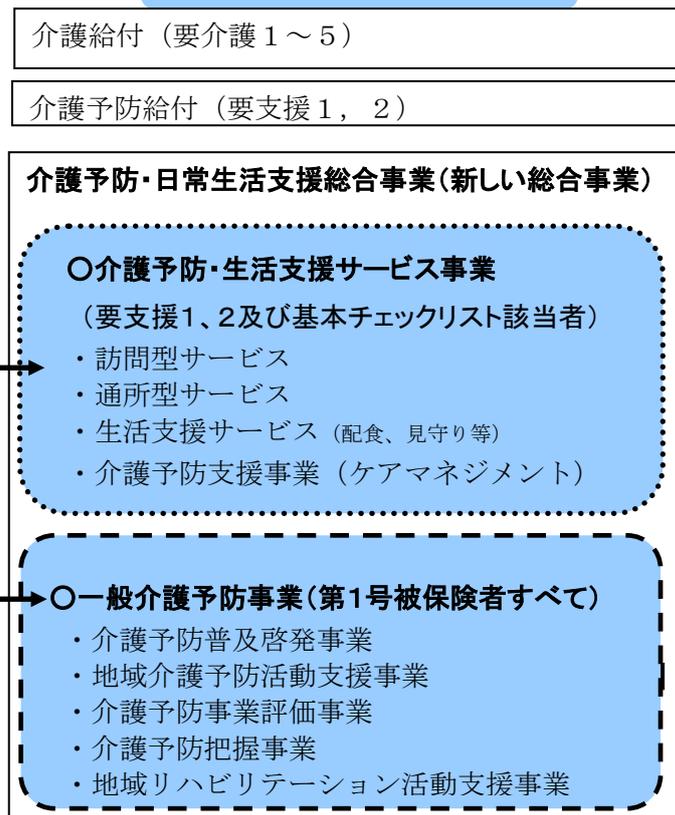
○介護予防・生活支援サービス事業（資料編第2部第3章「1. 介護予防・生活支援サービス事業への円滑な移行」参照）

○地域リハビリテーション活動支援事業（資料編第2部第1章「2. 介護予防の推進」参照）

移行前（第5期まで）



移行後（第6期中に）



②在宅医療・介護連携の推進

医療と介護サービスを一体的に提供するため、医師会や介護サービス事業者等との協働により、在宅医療と介護の連携強化を図ります。

【主な施策（事業）】

- 在宅医療・介護連携に向けた資源の把握及び課題抽出と対応の協議
- 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- 在宅医療・介護連携に向けた情報共有
- 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築・関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 二次医療圏内・関係市区町村の連携

（資料編第2部第4章「3.在宅医療・介護連携の推進」参照）

③認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援により、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられるよう、早期の段階からの適切な診断と支援、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人やその家族等への支援体制づくりに取り組みます。

【主な施策（事業）】

- 認知症ケアパスの作成
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援チームの設置

（資料編第2部第5章「2. 認知症の人やその家族への支援」参照）

④地域ケア会議の推進

地域住民や多職種が参加する会議により、個別ケースの支援について検討を行います。また、個別の支援や課題分析等を行う中で構築される関係者間でのネットワーク（地域包括支援ネットワーク）を通じて、地域課題の発見及び解決機能の強化を図ります。

【主な施策（事業）】

- 地域ケア会議の推進

（資料編第2部第4章「2. 地域ケア会議の効果的な運営」参照）

⑤生活支援サービスの体制整備

買い物、掃除等の生活支援について、多様な主体からさまざまなサービスが提供されるよう、関係者のネットワーク化やサービスの担い手の養成等を行うとともに、定期的な情報共有、連携強化に取り組みます。

【主な施策（事業）】

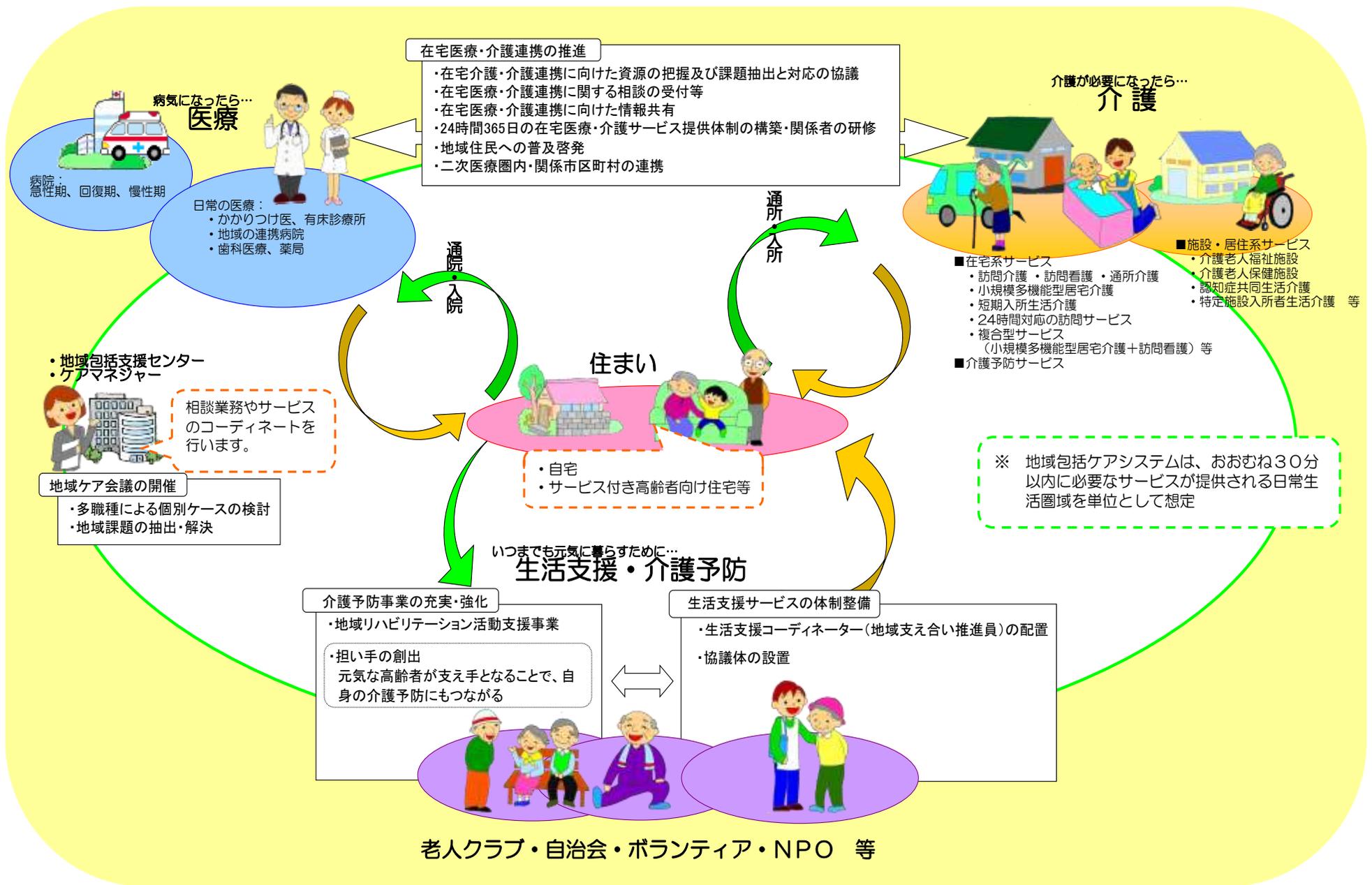
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
- 協議体の設置

（資料編第2部第3章「4. 生活支援サービスの体制整備」参照）

(2) 開始時期

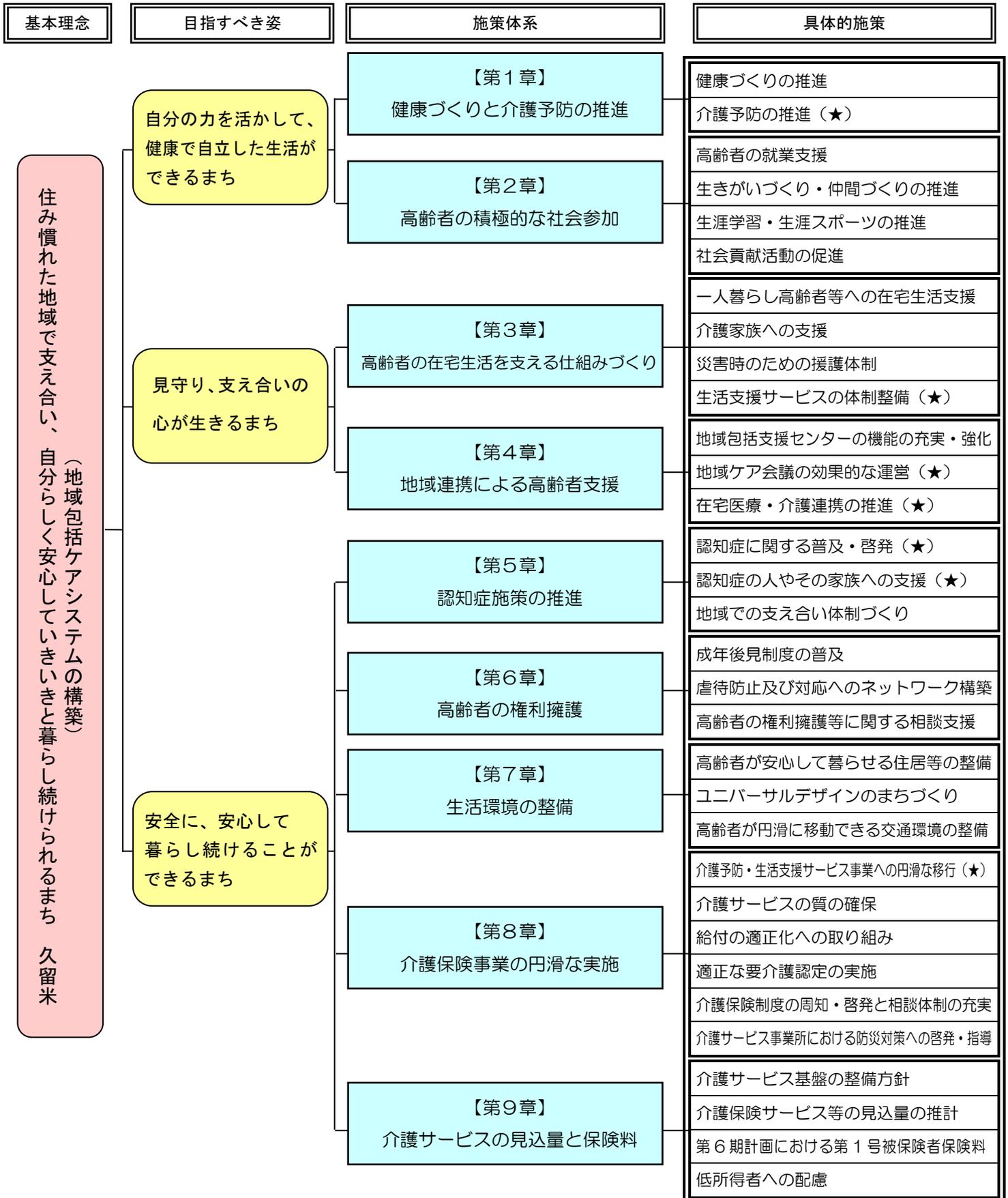
取り組み	開始時期
①介護予防・日常生活支援総合事業	平成29年4月から事業開始
②在宅医療・介護連携の推進	・平成27年4月から実施可能な事業について開始 ・平成30年4月には全ての事業を開始
③認知症施策の推進	・平成27年4月から実施可能な事業について開始 ・平成30年4月には全ての事業を開始
④地域ケア会議の推進	平成27年4月から事業開始
⑤生活支援サービスの体制整備	・平成27年4月から実施可能な事業について開始 ・平成30年4月には全ての事業を開始

『久留米市版地域包括ケアシステム』の構築に向けた各分野における取り組み



第5章 施策体系及び

施策展開にあたっての基本的視点



※施策名の末尾に★があるものは、地域包括ケアシステム構築に向けた施策です。

■ 施策展開にあたって

計画に掲げる各種施策（事業）を展開していく際には、そのあらゆる場面で高齢者一人ひとりの尊厳をいかに保持していくかが重要となります。

また、この計画を真に実効性あるものとし、超高齢社会の中で活力ある地域社会の構築のためには、すべての市民が年齢や性別等に関係なく、自主性を発揮しながら社会の一員としてその存在意義を認識し、地域において支え合っていくことが必要と考えられます。

そのためには、市民の施策（事業）に対する理解と協働は不可欠です。

理解や協働を得るには、日常生活の中や身近なところで保健・医療・福祉・介護のサービス及び地域による支え合いの意義と必要性を実感してもらえるような工夫を凝らした取り組みを行っていく必要があります。また、住み慣れた地域で安心して生活できる安全なまちづくりへの取り組みも必要です。

以上のことから、次の項目を施策（事業）展開にあたっての基本的視点とします。

- ① 個人の尊厳の保持と自主性の尊重
- ② 男女共同参画
- ③ セーフコミュニティ
- ④ 地域社会の貴重な担い手としての高齢者
- ⑤ 地域での支え合い
- ⑥ 市民の理解・協働

なお、本計画に掲げる施策（事業）を推進するにあたっては、国の制度改正の動向や高齢化の進展による社会の変化等に注目しながら検討を行うとともに、必要な財源確保については、市の財政状況や『久留米市新総合計画第3次基本計画』との関連性を考慮しつつ、必要な予算措置を講ずるように努めていきます。

■第2部 高齢者福祉施策 及び介護保険事業の展開

基本理念「**住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米**」を実現するために、第6期において実施する主な施策（事業）は次のとおりです。

※ ☆印…地域包括ケアシステム構築（本編第1部第4章）に向けた取り組みです。

※ □印…第6期において従来の取り組みを拡充するものです。

第1章 健康づくりと介護予防の推進

健康寿命を延伸するとともに、要介護状態にならないよう健康づくりと介護予防の推進に取り組みます。

1. 健康づくりの推進

高齢期において、いきいきと自立した生活を送るためには、高齢者自身やその家族が、高齢期の健康や介護予防の重要性について関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むことが必要不可欠です。

久留米市は「健康くるめ21（計画）」を策定し、正しい生活習慣の確立や栄養・食生活、適切な運動など、生活習慣の改善へとつながる知識の普及・啓発や疾病の早期発見のための健康診断等を実施しており、今後も高齢者が要支援や要介護の状態にならないための取り組みを推進していきます。

【主な施策（事業）】

- 健康教育・健康相談 ○心の健康相談 ○特定健康診査・特定保健指導等
- ウォーキング事業の推進 □ラジオ体操の推進

2. 介護予防の推進

今後高齢化が進展すれば、それに伴い介護を必要とする人も増加すると考えられるため、要支援・要介護の原因となる「転倒」や「認知症」などを元気なうちから予防することが重要です。より身近な地域で気軽に介護予防に取り組めるように、地域で活動されているふれあい・いきいきサロンや老人クラブなどと連携しながら介護予防事業の推進を図ります。

【主な施策（事業）】

- 介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
- 介護予防把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業
- 介護予防事業評価事業 ☆地域リハビリテーション活動支援事業

第2章 高齢者の積極的な社会参加

高齢者のライフスタイルに応じた生きがいづくりを支援するため、多様性や自主性を尊重しながら、長年の経験に基づく知識や技能を社会のさまざまな分野に活かす取り組みに努めます。

また、社会貢献活動を通じた生きがいづくりや介護予防につながる環境づくりに取り組みます。

1. 高齢者の就業支援

今後高齢化が進むにしたがって、豊富な知識や経験を持つ高齢者は、企業や地域にとっても貴重な資源になると考えられます。また、いきいきと働くことにより、高齢者自身の生きがいづくりにもつながります。そのため、シルバー人材センターや久留米市ジョブプラザの周知を図り、高齢者の就労支援を行います。

【主な施策（事業）】

○シルバー人材センター支援事業 ○中高年就労支援

2. 生きがいづくり・仲間づくりの推進

友人や知人、近隣住民等と交流を持ち、生きがいづくりや仲間づくりを行うことは、いきいきと活動的に暮らしていくことにつながります。また、高齢者の豊富な知識や経験を、次世代に伝達する重要な機会にもなります。そのため、老人クラブ活動や老人いこいの家での活動を通じて、高齢者同士の交流促進を図るとともに、コミュニティ・スクール等によって次世代との交流促進を図ります。

【主な施策（事業）】

○老人クラブ活動支援 ○老人いこいの家
○小学校コミュニティ・スクール、中学校コミュニティ・スクール

3. 生涯学習・生涯スポーツの推進

いつまでも元気に自立した生活を送るためには、新たな知識や自らの健康に関心を持ち、学ぶことや適度な運動を行うことが必要です。また、その学んだ知識や技術を地域に還元することによって、社会参加や役割意識の向上にもつながります。そのため、高齢者の生きがいと健康づくりを、魅力ある講座やイベントを通じて実施していきます。

【主な施策（事業）】

○えーるピアシニアカレッジ ○高齢者パソコン教室 ○高齢者社会参加促進事業
□生涯スポーツの推進

4. 社会貢献活動の促進

社会貢献活動への参加により、生きがいづくりにつながられるだけでなく、多くの人たちとの交流を深めるとともに、地域を支える担い手となることもできます。

高齢者のいつまでもいきいきと活動的であることへの意欲を、社会貢献活動へつなげるため、市民活動に関する情報提供や発信、活動へ向けた支援等を行うことで、市民活動に参加しやすい環境づくりに取り組めます。

【主な施策（事業）】

- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 協働ネットワーク形成促進事業
- くるめクリーンパートナー

第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

高齢者がいつまでも在宅で生活をするためには、公的なサービスのみならず、地域の理解に基づくインフォーマルな支援が必要です。日常生活のサポートをはじめ災害時の援護体制の確保など高齢者を支える体制の整備に努めます。

1. 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

高齢化や核家族化が進むにつれて、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加することが推測されます。その方々が住み慣れた地域や自宅で、自立した生活が継続できるよう、高齢者への生活支援サービスを行うとともに、声かけや見守りなど地域全体で高齢者の生活を支える体制の整備を行います。

【主な施策（事業）】

- 緊急通報システム貸与事業
- 小地域ネットワーク活動の推進
- 地区ふれあい活動コーディネーターの育成
- ボランティアセンター運営事業
- 地域における見守り活動の推進
- 高齢者の交通事故防止

2. 介護家族への支援

在宅での介護は、介護する家族の精神的・肉体的な負担は大きく、それが原因で虐待等につながる恐れがあります。そのため、介護する家族の負担軽減と孤立化防止を図るための事業等を実施し、介護する家族への支援を行います。

【主な施策（事業）】

- 家族介護支援事業
- 生活支援ショートステイ
- 介護用品支給事業

3. 災害時のための援護体制

近年、さまざまな大災害がわが国を襲っており、その際の高齢者などの要援護者の避難体制の整備が急務となっています。久留米市においても、災害発生時にこれらの人たちが速やかに避難できるよう、平常時から要援護者の名簿登録を進めるとともに、防災意識の向上を図ります。

【主な施策（事業）】

- 災害時要援護者の支援
- 一人暮らし高齢者宅等への防火指導
- 介護保険施設等への防火指導

4. 生活支援サービスの体制整備

買い物、掃除等の生活支援について、市民公益活動団体等の多様な団体からさまざまなサービスが提供されるよう、関係者のネットワーク化やサービスの担い手の養成等を行う『生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）』を配置します。また、定期

的な情報共有、連携強化のための『協議体』の設置に取り組みます。

【主な施策（事業）】

☆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

☆協議体の設置

第4章 地域連携による高齢者支援

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、高齢者やその家族にとって身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能の拡充や、多職種連携による個別課題の解決やそのための資源開発・地域づくりなどを推進するための地域ケア会議に取り組みます。また、医療と介護サービスの提供を継続的・一体的に受けられるよう、これらの連携を推進します。

1. 地域包括支援センターの機能の充実・強化

地域包括支援センターは、市の機能の一部として地域の最前線に立つ、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関です。

第6期計画期間中には、すべての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置するとともに、専門職等の適切な配置や人材育成などの業務実施体制の充実を行い、センター機能の強化を図ります。

【主な施策（事業）】

□地域包括支援センター運営事業

2. 地域ケア会議の効果的な運営

地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者及び民生委員等の多職種で個別ケースについて検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者間で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらには施策化を進める手段として地域ケア会議の実施を推進します。

【主な施策（事業）】

☆地域ケア会議の推進

3. 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護サービスを一体的に提供するため、医師会や介護サービス事業者等との協働により、医療・介護関係者等からの相談受付や情報提供等を行う「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」の設置に向けた取り組みをはじめ、関係者への研修や在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援など、在宅医療と介護サービスの連携強化を図ります。

【主な施策（事業）】

☆在宅医療・介護連携に向けた資源の把握及び課題抽出と対応の協議

☆在宅医療・介護連携に関する相談の受付等

☆在宅医療・介護連携に向けた情報共有

☆24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築・関係者の研修

☆地域住民への普及啓発 ☆二次医療圏内・関係市区町村の連携

第5章 認知症施策の推進

認知症高齢者は、今後高齢化の進展に伴い増加することが予測されることから、これまで以上に地域全体で支えていく必要があります。本人のケアや介護する家族等への支援に努めるとともに、すべての人が認知症への理解を深め、自らの問題として認識し、高齢者の尊厳が保持される環境を整備していきます。

1. 認知症に関する普及・啓発

市民一人ひとりが認知症を自らの問題として認識できるよう、認知症についての正しい知識を普及する講演会を開催します。また、認知症の人やその家族のための標準的なサービスの流れ（認知症ケアパス）の作成に取り組み、認知症の人やその家族がいつまでも安心して暮らせて、かつ、市民が互いに支え合う地域を目指します。

【主な施策（事業）】

○認知症講演会の開催 ☆認知症ケアパスの作成

2. 認知症の人やその家族への支援

認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で生活を継続していくために、相談体制の充実、本人への早期介入、家族の介護負担軽減、ケアスタッフの質の向上など、医師会等の関係機関と協働し、多方面からの支援に取り組みます。

【主な施策（事業）】

☆認知症地域支援推進員の配置 ☆認知症初期集中支援チームの設置
□認知症ケア向上推進事業 ○ものわすれ相談 ○ものわすれ予防検診

3. 地域での支え合い体制づくり

認知症の人やその家族の応援団である「認知症サポーター」を養成し、日頃からの地域での声かけや見守りが、徘徊発生時の早期発見・保護などにつなげられるよう、地域での支え合い体制づくりに取り組みます。

【主な施策（事業）】

○認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成
○SOSネットワーク事業

第6章 高齢者の権利擁護

高齢者やその家族に対し、権利擁護の推進や法律行為に関する支援など、必要な援助を行うことにより、生活の質が向上し、安全で安心な生活ができるよう支援策の促進に努めます。

1. 成年後見制度の普及

認知症や知的障害、精神障害その他の疾病等により、判断能力や意思決定能力が十分でない高齢者等が、尊厳を持ち自分らしい生活を送るためには、成年後見制度の適切な利用が必要です。そのために、成年後見制度の周知・啓発を図り、制度の利用を促進します。また、今後、後見人となる専門職の不足が見込まれるなか、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援を行います。

【主な施策（事業）】

○成年後見・相談事業 ○成年後見推進事業

2. 虐待防止及び対応へのネットワーク構築

社会問題となっている高齢者虐待についての正しい知識の周知・啓発に努めることにより虐待の防止を図るとともに、虐待事案の早期発見、早期解決を行うために、医療・介護・保健・福祉等の関係機関・団体、及び地域によるネットワークの構築を進めます。

【主な施策（事業）】

○地域包括支援センター総合相談、権利擁護事業 ○高齢者虐待防止推進

3. 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

多種多様化する消費者被害の防止へ向けた情報提供や相談への対応を行います。また、日常生活の困りごとや心配事の早期解決、虐待やDV等の深刻な事態を含むさまざまな問題を抱える高齢者からの相談や判断能力が不十分となった人への支援に関係機関と連携して取り組み、問題の解決を図ります。

【主な施策（事業）】

○消費者被害の防止と救済 ○高齢者相談事業 ○女性の生き方支援のための相談
○日常生活自立支援事業

第7章 生活環境の整備

高齢者がいつまでも在宅での生活を継続できるように、安全で暮らしやすい生活環境の整備が必要であり、高齢者の生活に適した住宅や居住系施設の整備、外出支援といった施策に取り組み、高齢者にやさしいまちの実現に努めます。

1. 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備

安心して暮らせる住居は生活の基盤であり、心身の健康にとっても必要不可欠です。今後増加が見込まれる一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の方が暮らしやすい住まいで生活ができるよう、市営住宅のバリアフリー化推進や一人暮らし高齢者の住宅確保支援等を行います。また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。

【主な施策（事業）】

- 市営住宅のバリアフリー化
- 一人暮らし高齢者の住宅確保支援
- 地域優良賃貸住宅の整備
- サービス付き高齢者向け住宅
- 有料老人ホーム
- 高齢者住宅改造費の補助

2. ユニバーサルデザインのまちづくり

外出は、生きがいづくりや社会参加促進のために重要であり、外出機会が減ると、閉じこもりがちになり心身機能の低下につながることも懸念されます。

高齢者が安心して外出し、安全・快適に活動できるように、多くの人が利用できるデザインを用いた「ユニバーサルデザインのまちづくり」を目指して、ハードとソフトの両面から取り組みを進めます。

【主な施策（事業）】

- ユニバーサルデザインの視点から公共施設等の整備、バリアフリー化
- 歩道のバリアフリー化
- 公共交通のバリアフリー化
- タウンモビリティ事業

3. 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

自家用車での移動が一般的な地域などでは、高齢などにより自家用車が使えない交通弱者や買い物弱者への対策が必要となります。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、移動手段を維持・確保することが必要であり、コミュニティバスの導入により外出しやすい環境づくりに取り組むなど、効率性や行政と民間の役割分担等を含めさまざまな施策を検討していきます。

【主な施策（事業）】

- 生活支援交通の確保

第8章 介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度は発足からさまざまな改正が加えられながら15年が経過し、またその間日常生活を営む上で欠かせない制度として社会的に浸透するとともに、制度へのさらなる期待も寄せられるようになりました。団塊の世代が高齢者となり、今後ますます高齢化が進み、介護保険サービスへのニーズは年々高まっていくことが予想されます。このような中、必要に応じ、良質なサービスが切れ目なく、また適切に提供できる信頼される保険制度として実施されるよう、それらのニーズに対応した取り組みを進めていきます。

1. 介護予防・生活支援サービス事業への円滑な移行

今回の制度改正により、予防給付のうち訪問介護と通所介護が地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行することとなりました。

介護予防・生活支援サービス事業の実施に当たっては、既存のサービス（現行の予防訪問介護、予防通所介護）を活用しながら、多様な主体によるサービスの充実を図っていくことにより、市民の様々なニーズへ対応できるサービス提供体制を構築することが求められます。

そのため、移行までの2年間のうちに、既存の事業所や多様なサービスの主体となる市民公益活動団体等の活動状況の把握・育成、介護予防・生活支援サービス事業のサービス内容や料金等といった制度の組み立てを行います。また、関係団体への情報提供や市民への周知を行い、円滑な移行ができるよう努めていきます。

【主な施策（事業）】

☆介護予防・生活支援サービス事業

（訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス・介護予防支援事業）

2. 介護サービスの質の確保

介護サービスは、高齢者が生活機能の低下により介護が必要な状態になっても、尊厳を保ちながらその人らしく暮らすことができるように提供されるものです。その理念のもと、高齢者一人ひとりの状態に応じた専門性の高い安定した介護サービスが提供されるよう、継続的に介護サービスの質の確保・向上に取り組んでいきます。

【主な施策（事業）】

○介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス従事者研修会

○介護相談員による施設等入所者支援 ○実地指導等による質の確保

○介護人材の安定確保支援事業 ○介護人材の育成・定着支援事業

3. 給付の適正化への取り組み

高齢化の進展に伴い、介護サービスの受給者も年々増加しております。それにより、

介護給付費も増加している状況です。“適切で効果的なサービスを提供するとともに不適切なサービスについては削減する”という視点により介護給付費の適正化を図ることは、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、市民の制度への信頼性向上へとつながります。

そのため、事業者指導・介護報酬請求の適正化などを通じて、介護給付費適性化を図ります。

【主な施策（事業）】

- ケアプランのチェック
- 介護レセプトのチェック
- 住宅改修及び福祉用具の点検

4. 適正な要介護認定の実施

介護サービスを必要とする受給者を適正に認定するため、申請者の状況を的確に把握し、公正な要介護認定へ取り組むとともに、要介護認定事務を円滑に実施します。

【主な施策（事業）】

- 関係機関との連携強化のための研修会等の実施
- 正確な認定調査（訪問調査）の実施
- 介護認定審査会の円滑な運営

5. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

介護保険制度をはじめ、高齢者への保健福祉施策の情報等について、地域住民や介護サービス事業者、地域包括支援センター等の関係団体との連携を図りながら、分かりやすい情報提供を行っていきます。また、併せて高齢者に対する相談機会の拡充を図っていきます。

【主な施策（事業）】

- 介護保険制度の周知・啓発
- 市民からの相談受付体制の拡充
- 苦情対応体制の充実

6. 介護サービス事業所における防災対策への啓発・指導

介護サービス事業所は、災害発生時の避難等に介助を必要とする高齢者が多数利用していることに鑑み、防災対策を徹底していく必要があることから、久留米市では、訪問系サービスを除く事業所に対して、運営基準において火災、風水害、地震その他の非常災害に関する具体的計画の策定を求めています。

そのため、消防等の関係機関と連携をとりながら、各種研修会や実地指導において、防災対策の啓発・指導に努めます。

第9章 介護サービスの見込量と保険料

これまでの実績を基礎として、在宅や施設サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により、第6期計画期間の利用量及び給付費を推計し、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

1. 介護サービス基盤の整備方針

(1) 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所希望者が多く依然として多くの待機者がおられること及び認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、地域における認知症ケアの拠点としての役割が期待されていることなどから、第6期計画における整備方針は、以下のとおりとします。

	サービス種別	第6期計画における整備方針
①	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の整備を基本とし、新たに145床の整備を行うものとする。
②	介護老人保健施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
③	介護療養型医療施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
④	介護専用型特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
⑤	介護専用型以外の特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
⑥	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	新たに54床の整備を行うものとする。
⑦	地域密着型特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。

(2) 居宅介護サービス

介護保険の居宅介護サービスは、要介護1から要介護5までの認定を受けた方に対するサービスと要支援1、2の認定を受けた方を対象にした介護予防サービスとがあります。

本市における居宅介護サービスの提供は、概ね確保されていると考えられますが、今期は予防給付のうち訪問介護と通所介護が介護予防・生活支援サービス事業へ移行する時期であり、事業者に対して適切な情報提供等を行い、円滑な移行が行われるようサービスの確保に努めていきます。

(3) 地域密着型サービス（施設・居住系を除く。）

地域密着型サービスとは、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を念頭に、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していく観点から、身近な地域ごとにサービスの拠点を作り、馴染みの地域の中で馴染みの職員から継続的に受けられるサービスです。

本市では、以上のような地域密着型サービスの意義を高く認め、積極的な整備を進め、現在、資料編56ページのと通りの整備状況となっています。今後においても、地域に

おけるニーズの動向等にも注視しながら、適正な整備を図っていきます。

2. 介護保険サービス等の見込量の推計

第6期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、国から配布された「第6期介護保険事業計画用ワークシート」を使用し、施設・居住系サービスと在宅サービス等の見込量を推計します。

3. 第6期計画における第1号被保険者保険料

2. で推計した介護保険サービス等の見込量を基に、総給付費見込額を算出します。第6期における総給付費のうち22%を第1号被保険者の保険料により負担することとなり、介護給付費準備基金の活用や所得段階の見直しなどを行い、算出することとなります。報酬改定等明らかになっていないものの影響があるため、未確定ではありますが、第6期の第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,800円程度を見込んでいます。

4. 低所得者への配慮

法律の規定に基づき、給付費の5割とは別枠で公費（国50%、県25%、市25%）を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を行います。また、低所得者層の負担軽減のため、保険料独自減免や介護保険サービス利用者負担の軽減、介護保険サービス利用者負担に対する助成を実施します。

第6期計画における第1号被保険者保険料所得段階（案）

第6期計画期間(案)			
所得段階	対象者		負担割合
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.50
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.50
第2段階	市民税世帯非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75
第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88
第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13
第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25
第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85
第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の人	×2.00
第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の人	×2.15
第14段階		市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の人	×2.30

■第3部 計画の策定 及び推進体制等

1. 計画の策定及び推進体制

(1) 外部組織・庁内組織

この計画は、保健・医療関係者や地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、関係団体、公募による市民の代表からなる「計画推進協議会」から各分野の立場での意見をいただくほか、庁内に設置した「計画推進委員会」「計画推進調整会議」において各部局連携のもと、必要な事項の審議及び調整を図りながら策定及び推進に取り組みます。

(2) 関係機関・団体との連携

この計画は、久留米市の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指すものであり、計画を円滑にしていくためには、行政だけでなく、市民や事業者、各団体等の役割が重要になります。

このため、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員・児童委員協議会、久留米市校区まちづくり連絡協議会、久留米市老人クラブ連合会、久留米市身体障害者福祉協会等の各団体や医療機関、民間事業者、市民公益活動団体等との連携を図り、役割分担と協働のもと、計画を推進します。

2. 計画の進捗状況の確認と評価

この計画では、可能な限り目標指標を設定し、適宜その達成状況を確認しながら進捗管理を行います。また、国の制度改正の動向等に注目しながら、計画に記載する施策（事業）等のあり方について、必要に応じて検討を行います。

これらを踏まえ、計画期間の最終年度（平成 29 年度）に第 6 期の総括を行い課題を整理し、次期計画につなげていきます。

3. 計画の推進に必要な事項

計画の推進には市民の理解と協力が必要であり、『広報くるめ』や市のホームページによる計画達成状況等の情報開示を推進します。